



中島 数宜 議員

Q 地域公共交通計画が策定された。 その概要と今後の取り組みは

A 町 長

公共交通路線の維持と、生活福祉交通と公共交通の接続などを検討し、利便性の向上に努める。

【Q 1】

筆の里周辺整備事業の工事が本格的に始まるが、完成後の交通手段をどのように考えているか。

【A 1】

公園が整備されると、多くの来場者が見込まれることから交通の利便性を高め、誰もが気軽に利用できる都市公園となるよう熊野町地域公共交通計画等に基づき検討を進めている。

【Q 2】

ライドシェアを始め、様々な地域公共交通が各市町で始まりつつある。地域特性に合った交通手段を考えるべきではないか。

【A 2】

様々な運行スタイルが試行運行されているとは承知している。まだ、成功例が示されて

おらず、引き続き情報収集等を重ね地域特性にあった運行方法を検討していく。

【Q 3】

町民が、いつでも、どこでも、行きたい時に行けるようにまず、おでかけ号の不便さを改善し、多様性のある交通システムを導入し、連動を図るべきではないか。

【A 3】

おでかけ号については、停留所が限られている等の課題も認識している。交通弱者のライフスタイルの多様性にも対応できる便利な交通手段として改善が必要と考える。



▲おでかけ号



Q 熱中症による重症化、死亡に繋がらない万全の対策を考えているか

A 町 長

広報、町内放送等により熱中症予防行動を徹底していただくよう周知の強化を図る。

【Q 1】

町内の過去3年間の熱中症発生状況は。

【A 1】

町内での発生状況は確認できていないが、県内における熱中症による救急搬送は令和3年度が1,126件で、年々300～500件近く増加している。

【Q 2】

熱中症警戒アラートが発令された場合、公共施設の開放を考えているか。

【A 2】

県では毎年、「ひろしまクールシェア」を実施しており、本町も各ふれあい館、こども夢プラザ等の公共施設を始め、複数の商業施設も参加する予定となっている。

【Q 3】

今年度から一段階上の「熱中症特別警戒アラート」が創設された。発表された場合、町の対応は。

【A 3】

冷房施設を備えるなど一定の条件を満たす施設、いわゆるクーリングシェルターとして自治体が指定できるようになったので整備について検討していく。

【Q 4】

学校現場では、熱中症対策を徹底されていると思うが、その対策は。

【A 4】

各学校では熱中症指数計を設置しており、暑さ指数が33を超えると休憩時間においても外に出ないように対策を講じている。

Q 不登校児童生徒への支援策は

A 教育部長

少しでも学校に来て学んでもらえるよう環境整備に取り組んでいく。

【Q 1】

不登校児童生徒の悩み解決を図る、スクールソーシャルワーカーの活動状況は。

【A 1】

スクールソーシャルワーカーは、学校との連携を図るため、各小中学校へ定期的に出向いてもらっている。また、必要に応じて家庭訪問も行い児童生徒や保護者等を支援している。

【Q 2】

中学校で取り入れられているスペシャルサポートルームの現状と課題は。

【A 2】

両中学校に教員を配置し、タブレット等も活用しながら個に応じた指導や支援を行っている。課題としてはスペシャルサポートルームにも登校しづらい生徒へのアプローチがある。

【Q 3】

その他の支援策として地域との繋がりを重要視するコミュニティスクールの活動や、民間が運営しているフリースクールでの学び等があるが、町のこれからの考えは。

【A 3】

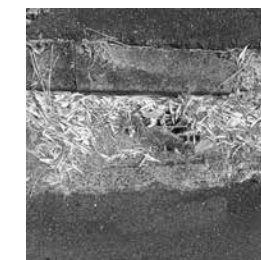
地域と共に子どもたちの成長をサポートし、顔が見える関係を創り上げ、自律して自らの進路を選択できる子どもになるような取り組みを進めていく。



Q 町道や側溝に溜まる落ち葉の処理は

A 町 長

美化活動として落葉などの清掃活動を行った場合、事前に連絡いただければ町で回収する。



▲枯れ葉でふさがった水路

【Q 1】

高齢者や仕事で忙しくしている方等と思うように掃除ができない。町の方できれいにできないか。

【A 1】

本来は町が掃除を行うのが基本だが、限られた財源の中で全てに対応するのは困難である。

【Q 2】

町道に溜まる落ち葉は原因の木を伐採すれば解消するが、土地所有者が対応してくれない場合は我慢するしかない。しかし、民法が改正され伐採をお願いしても対応してもらえない場合、土地からはみ出ている物に対しては伐採しても構わないとなった。町道にかかる枝等に対しては町が伐採することができるということだ。考えは。

【A 2】

民法が改正されても急迫の事情以外で伐採することは難しいと考えている。しかし、他市町でも同じ問題が発生していることから、調査研究していく。

【Q 3】

解決策はとにかく土地所有者に伐採のお願いをするしかないのか。それならば町道にかかる木の枝等の問題であることから、町からお願いし続けてもらえるか。

【A 3】

個別の対応になるが状況によってお願いしていく。